

## ～農地法第3条許可申請の手続きの流れ～

農地法第3条許可とは・・・農地の貸借や売買、贈与など、貸借権の設定や所有権の移転を行うときに、必要な許可です。

農業委員会事務局の窓口で、土地の所在や現況、

譲受人(借人)が許可の要件を満たしているかなど確認する。

↓

必要書類をそろえて、締切日までに申請書を農業委員会事務局に提出する。

↓

担当の農業委員に連絡を取り、現地の立会い(説明)を行う。

↓

農業委員会定例会後、許可書交付の電話連絡を受ける。

↓

(申請者のどちらかに連絡をします)

農地法第3条の許可書を農業委員会窓口で受け取る。

↓

法務局で、所有権移転等の手続きを行う。

※法務局で手続きを行わない限り、正式に変更されません。

半月  
〜  
1  
か月  
ほど  
かか  
り  
ま  
す。

- ※ 原則、未相続農地の申請は受け付けておりません。
- ※ 日本国籍以外の譲受人は、国籍と在留資格等がわかる書類の写しが必要です。
- ※ 許可書の交付は、原則、窓口交付です。やむを得ず許可書の郵送を希望する場合は、返信先を記入し、切手を貼り付けた封筒を申請時にご準備ください。

問合せ先 玖珠町農業委員会事務局  
電話 0973-72-1175